

三木市記者発表資料 (令和4年6月3日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
<b>新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について</b>
内容
<p>令和4年5月30日、兵庫県が新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、県内における感染減少や病床改善の傾向を踏まえ、飲食店等に関する措置を一部緩和されました。これを受け、三木市では6月2日午後4時から第79回新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、市内公共施設の利用等について、下記のとおり決定しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><b>1 期間</b> 令和4年6月6日(月)～ (今後の感染者の状況により変更する場合があります。)</p> <p><b>2 市の対策について</b></p> <p>(1) 公共施設・社会教育施設等(継続)</p> <p>ア 屋内施設は、原則開館とする。ただし、大声での歓声・声援等が無い場合は収容率100%、大声での歓声・声援等が想定されるもの、感染防止対策が取れないものについては、収容率50%以内とする。</p> <p>イ 屋外施設については、感染対策を実施した上で開館とする。</p> <p>(2) 市職員の勤務体制(継続)</p> <p>テレワークや時差出勤等の継続による出勤者の削減を図り、人と人との接触機会を減らす。</p> <p>(3) マスク着用について</p> <p>原則として、屋内・屋外ともに、人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、マスク着用を推奨しない。ただし、詳細については、各施設の利用基準によるものとする。</p> <p><b>3 市職員の感染公表の見直しについて</b></p> <p>これまで市職員並びに市内学校職員に感染者が発生した場合、担当部等から記者発表を行っておりましたが、職員の感染が確認された場合でも、業務において濃厚接触者に該当するものがでることは、可能性として低いことから個人の公表は行わず、集団感染(クラスター)等、市民生活に影響がある場合のみ公表を行う運用に変更する。</p>

**セールスポイント**

兵庫県が新型コロナウイルス感染症対策措置の一部を緩和したことに伴い、市としてもマスクの着用など、県の対処方針に準じて一部緩和します。

引き続き、感染拡大への警戒が必要であるため、感染拡大防止対策に努めます。